

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第1回岱明地域協議会

2 開催日時

平成27年5月28日(木) 午後1時30分から午後3時45分まで

3 開催場所

岱明支所 2階 第2会議室

4 出席者

- (1) 委 員：前田敦子、松本正廣、宮本隆志、村上俊三、杉本末敏、城戸崇、南本久男、安田敬一、吉田絹代、檜原宏海、高木貴俊、小山玲子
- (2) 事務局：初田岱明市民生活課長、永田岱明市民生活課課長補佐、二宮岱明市民生活課市民生活係長、松倉岱明市民生活課主任
- (3) 所管課：松田企画経営課長、平川企画経営課課長補佐、堺企画経営課主任、小山生涯学習課課長補佐、富安生涯学習課主幹

欠席者

委 員：木村勝、西村美津子、堀本こず恵

5 会議内容

- (1) 体育施設使用料の改定について(諮問)
- (2) 地域協議会の今後のあり方について
- (3) その他

6 議事の概略・協議結果

- (1) 体育施設使用料の改定について(諮問)
諮問内容について説明後、質疑応答が行われ、適当と認められる。
- (2) 地域協議会の今後のあり方について
内容について説明後、質疑応答が行われ、今後も検討。
- (3) その他

7 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 体育施設使用料改定に係る資料
- (3) 地域協議会の今後のあり方について

8 傍聴人の数

0人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

定刻になりましたので、平成27年度第1回岱明地域協議会を開催いたします。

本日は、15名のうち12名の委員にご出席をいただいております、2分の1以上の出席がありますので、「玉名市地域自治区の設置等に関する条例」第12条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。

また、松本副会長におかれましては、別会議終了後、出席くださると報告を受けております。

それでは、前田会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

皆様、あらためましてこんにちは。最近、夏のような暑さになってまいりました。このような中、体調を整えるのが大変な毎日でございます。昨日は、5月では記録的な暑さだったということで、熱中症で多くの方が病院に運ばれたというようなニュースも流れておりました。このような暑い中、そしてまた、お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、本年度第一回目の地域協議会でございます。今回は、諮問をはじめ議題が出されておりますので、どうぞ最後までよろしくをお願いします。

(事務局)

続きまして、本日の議事録署名人の指名を、前田会長にお願いいたします。

(会長)

本日の議事録署名人ですが、樫原委員と高木委員にお願いいたします。

宜しくをお願いいたします。

(事務局)

それでは議事に入る前に資料の確認をお願いします。

【会議資料の確認】

それでは議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、会長が議長を務めることになっておりますので、前田会長にお願いしたいと思います。

(会長)

では、早速ですが議事に入りたいと思います

まず、お願いですが、発言をされる時は挙手をして、名前を言ってから発言をするようにお願いいたします。

最初に、議題(1) 体育施設使用料の改定について、これは諮問でございますが、所管課であります生涯学習課より説明をお願いいたします。

(生涯学習課)

皆様、あらためましてこんにちは。生涯学習課課長補佐の小山と申します。

今日は、生涯学習課より富安主幹と私2名が参加し、説明をさせていただきます。

【資料に沿って諮問内容についての説明】

(会長)

ありがとうございました。

只今、体育施設使用料の改定についてのご説明がございました。この点につきまして、何か質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(委員)

今、説明を聞いたのですが、ほとんど分かりませんでした。

私に関しての問題をお聞きします。

まず、支館対抗のナイターソフトボール大会が8月にあります。それと10月4日には支館対抗の体育祭があります。そこで、資料の中に一般200円とか書いてありますが、ナイターソフトボールは大体20歳以上、体育祭の場合は幼稚園児から参加します。まず、お聞きしますが、体育祭は選手以外にも三千名ぐらい参加します。その料金はいくらになりますか。なぜかと申しますと、支館のほうからお金を出していますので、どれくらい払わなければいけないのか。それと、その事はスポーツ推進委員には説明してあるのか二点お聞きします。

(生涯学習課)

その体育祭というのは、全支館集まっての主催は、スポーツ推進委員協議会と公民館ですよ。

(委員)

岱明4支館で体育祭を行います。

(生涯学習課)

公民館主催というような形ですね。

資料の中に、玉名市において公用のために使用する場合というような文言を掲載し、個別には出していませんけれども、そういった公民館やスポーツ推進委員協議会が主催するようなものは現行も無料で、どこの支館も行っておりますので、これは今後も無料と捉えていただいて結構です。

(委員)

それでは、ナイターソフトボールの場合は照明を使用します。その時、照明代は払わなければならないんですよ。

(生涯学習課)

それは玉名市の主催ですか。

(委員)

いいえ、市の主催ではなく、岱明地区4支館の主催です。

(生涯学習課)

今まではどうだったのですか。

(委員)

今までは大野、睦合、高道、鍋四校区の世帯割りではなく、人口割りで各支館からスポーツ推進委員に支払い、それで運営しています。

(生涯学習課)

今後も、現行どおりナイターの照明利用料についてはお支払いをしていただく形になるかと思えます。市の主催であれば、先程の体育祭であるとか、公民館主催であれば無料ということで考えておりますけれども。

(委員)

ようするに、施設使用料は無料と考えていいんですね。

(生涯学習課)

ナイターの照明利用料については、今までどおり料金が発生しますが、施設使用料については、無料になると思えます。

(委員)

分かりました。体育祭は無料、ナイターは照明料だけで、今までどおりということで頭に入れておきます。

(生涯学習課)

資料の中にありますけれども、照明料が、今まで一時間当たり1,470円だったのが1,500円になりますので、30円高くなることになり、あとグラウンド使用料が、一般の方で一時間当たり100円になりますので、1時間当たり130円が今までと比べると高くなるということです。

(委員)

今までとほとんど変わらないということですね。分かりました。

(委員)

資料の中の、公益団体が主催し公共団体の公用と同等とみなされる場合は別途協議するということが無料とご説明があったのですが、その下の※印のところに、PTA行事、各支館球技大会、県スポーツ協会とありますけれども、球技大会は、通常使用料を徴収するとあるんですけれども、この違いはどうなんですか。

(生涯学習課)

個別に協議する中でも、資料に書いているものについては、通常使用料をいただくというような取扱をさせていただくことになります。

(委員)

支館球技大会は、使用料を払わなければならないのですか。

(生涯学習課)

支館の球技大会につきましては、市から支館のスポーツ振興ということで、岱明地区で1支館当たり4万円お支払いをしているんですけれども、その中で賄っていたきたいということで、この分については無料じゃなく有料としております。

(委員)

4万円もらっているのですが、4万円では足りないんですよ。もう少し上げてもらえませんか。

(委員)

先程の説明は違っているんですね。先程の説明では、支館球技大会は無料と説明がありましたが、使用料がいるということですね。

(生涯学習課)

先程は、支館が集まって4支館で行われる公民館主催の球技大会については全額減額、各支館で行われる球技大会等は市から支出してありますから、そちらの方からお支払くださいという内容になります。各支館と岱明地区4支館の行事の違いということになります。

(会長)

皆さん今の説明分かりましたでしょうか。

確認なんですけれども、全体の4支館で公民館や公的に行う岱明町住民の為の体育祭であったり、ナイターソフトボールであったりするんですね。一方、各支館球技会というのは、1つの支館で何かをしようとか、ビーチバレーをしようとかされている所があると思うんですね。それとの違いということで宜しいんですね。

(生涯学習課)

そういうことです。

(委員)

昼間ビーチバレーなどでB&Gを無料だから楽しみに使用されている方がけっこういらっしゃると思うんですが、資料では利用率が増やされて計算されてますが、料金がかかればかえって減るのでは。それは関係ないのですか。

(生涯学習課)

利用率が減ると料金は高くなる計算になります。それについては、5年ごとに見直しを行いますが、利用率が下がるようであれば、利用されるような促進の方法を考えていかなければいけないと思いますけれども、一概に減るかどうかなどというのは今の時点では分かりませんが、減るところで算定しますと使用料が高くなりますので、今後の推移を見ながら随時見直していくと考えております。

(委員)

また、年配の方が朝からB&G等でグラウンドゴルフ等をやってらっしゃると思いますが、そういう方々にも負担が掛かってくるんでしょうか。

(生涯学習課)

グラウンドゴルフ等早朝に利用される方については、6時から9時であれば無料になります。

(委員)

基本的なことなんですけど、利用者は数字合わせのため挙げられ、かさ上げされておきかなり無理があると思いますが、今回の改定でどれくらいの増収を見込ん

でいるんですか。

(生涯学習課)

平成26年度が今決算途中ですから、平成25年度と比較させていただきたいと思えます。

個別には算定しておりませんが、平成25年度が玉名市全体で2,874万円、今回の料金改定後3,300万円を見込んでおり、比較しまして426万円増加と試算しております。

(委員)

資料の中で、玉名地区は使用者の市内外の区分がないので、3町も合わせようとしているのでしょうか。

基本的な考えは、どのようなことで市内外の区分をなくすということですか。

(生涯学習課)

旧町の時は、受付も顔見知りなどある程度分かれたと思うんですが、合併し広域になるとともに、料金区分も町内から市内と規定も変わり、受付の時にどうしても市内、市外の方の判断が難しくなるので、市内外の区分を撤廃することとしました。

(委員)

来場される方の区分がつきづらいから止められるということですね。

公共施設だから、市民の税金を使っているのだから、市外から来られた方を割高にするという考えではないわけですね。

(生涯学習課)

利用者のほとんどが市内の方で、中には、市内外の方が混在され利用されている方もいらっしゃいます。その取扱について、かなり困難が生じていることなどから、市内外の区分を撤廃し同じ料金とすることとしました。

(委員)

資料内に小中学校体育施設使用料が一時間につき300円とありますが、PTA活動やレクリエーション、ビーチバレーなどのことですか。

(生涯学習課)

学校に関わる行事については、学校長の許可を得て利用されますので、全額減免となります。

(委員)

小中学校の部活動が平成30年を目途に順次撤廃とお聞きしていますが、そういった時の対応はどうなるのですか。

(生涯学習課)

その話については、県教育委員会からも連絡があっており、体育協会とも連携を図りながら検討しているところです。

また、こういった協議会や会議の場で、いろいろな立場の方々の意見を聴きながら進めていきたいと考えております。

(委員)

今回の改定で、統一化の方向で変更し、基本的には利用施設単体での収支で決定しますということですが、将来的にもその基本的な考え方というのは変わらないのですか。例えば、玉名市全体を標準化して、料金の安い方に合わせるとか。そういった考えはないですか。

(生涯学習課)

各施設の個別の収支ではなく、コストの半分の50%を利用される方にご負担をお願いするという考え方なので、その50%の中にも減免や高校生以下の使用料も抑えておりますので、基本的には一般の方として算定をしておりますので。

(委員)

質問の趣旨は、料金改定は、前提としてその施設の維持管理費と入場料の枠内、岱明と横島や玉名と合わせて算定することはないのですか。

(生涯学習課)

それはありません。

(委員)

もう1点、今まで無料であった施設について使用料を徴収するということが、バドミントン等区切られた中で利用するのははっきりしていますが、グラウンド等線引きが出来ない施設で空いているスペースを利用することがあると思いますが、占有する時だけ料金を徴収し、空いている時は自由に利用されても大目に見ますというような解釈で宜しいですか。

(生涯学習課)

利用されるのであれば申請していただくのが原則ですが、グラウンドは明確に出来ない部分があり、そこについては利用されてもいいですよともこの場では言えませんが、散歩やウォーキングの途中等に利用される方もいらっしゃると思いますが、申請し許可を受けられた方が来られたら速やかに撤退されるのであれば、ぜひ、利用いただければいいと思います。

(委員)

お金のことなのですが、今回400万円の増収を見込まれていますが、それが200万になるか分からないけど、将来料金を改定される時に全体の料金の値上げも当然あり得るということですね。

(生涯学習課)

施設の維持管理費が増大すれば料金の増額も考えなければならないし、また、管理の方法次第等でコストが削減出来れば、料金の減額もできると思います。

(会長)

いろいろとご意見が出ましたが、この件については宜しいですか。

それでは、議題(1)体育施設使用料改定については諮問でございますので、答申をまとめたいと思いますが、使用料につきましては、十分検討されての改定

だと私達も思っております。この改定内容で差し支えない旨の答申でよろしいでしょうか。

(委員)

意見としてですね、先程説明があった使用方法の話は、どこかで文言として残してほしいんですけどね。この後話題になると思うのですが、ここで会議した内容について、地域の人に聞かれることもありますので。

(委員)

私が署名人になっております。議事録を読んで、会議内容については確認いたします。

(事務局)

議事録については、市のホームページでも公開されております。

(会長)

では、この件については宜しいですか。

資料の中に、公益的団体が主催し公共団体の公用と同等とみなされる場合別途協議とありますので、今までであった行事や内容を把握されて、利用される方が不安に思われないように、学校や各団体にも具体的な内容の周知があればいいなと思います。

(生涯学習課)

分かりました。

(委員)

結論が出そうなのですが、前から岱明町が何で合併したのかと話したことがありますが、岱明町が合併していいことが1つもなかったという発想が出てくるのは、こういうところからくるのではないのでしょうか。大きな市が大きく立派な施設を持ち、それに準じたような形で基本構想が成り立っているから、どうしても私達岱明町民は、貧乏くじを引かされているような気がしてなりません。こういうことは、ちゃんと議事録に残して、岱明地域協議会、岱明の声として、きちんと出しておくべきではないかと思います。

(会長)

今出た意見について、担当部署にもきちんと受け止めていただくというのも1つの方法ではないかと思います。

一応、このことに関しましては、このままで答申するというところでよろしいですか。

【一同賛成】

(会長)

ご協力ありがとうございました。

それでは、議題1については、以上で終わりたいと思います。

では、議題2に入らせていただきます。議題(2)地域協議会の今後のあり方について所管課であります企画経営課よりご説明をお願いします。

(企画経営課)

皆様、こんにちは。企画経営課課長の松田と申します。

議題(2)の地域協議会の今後のあり方についてでございますけれども、地域協議会の取りまとめ等を当課でやっておりますので、本日の説明をさせていただきます。また、当課から私の他に2名岱明町協議会のほうにお邪魔をさせてもらっています。右手の方が課長補佐兼地域振興係長をしております平川でございます。

(企画経営課)

平川です。宜しくお願いします。

(企画経営課)

左の方が堺と申します。地域協議会の担当でございます。

(企画経営課)

堺です。宜しくお願いします。

(企画経営課)

この3人で説明をさせていただきますので、これから先は座らせていただき説明させていただきます。失礼します。

地域協議会についてですが、1市3町の合併の時に、市町間の約束事に従い、関連条例を定め、協議会の設置期間を10年間として設定をさせていただいております。つまり、本年度限りで、この地域協議会については条例上終了することになります。しかしながら、市民の皆様から、地域協議会のような役割を持つ組織が今後も必要ではなかろうかというような声が役所に上がってきております。また、議会においても、一般質問で上がっている状況でございます。

事務局といたしましては、地域協議会の皆様の意見を賜りながら、今後の方針を固めていって、今後の協議会の中でお示しし、今後具体的にどうするかということを決めていきたいと思っております。

これから先は、担当の堺の方からご説明申しあげますけれども、今日は、忌憚のないご意見を聴くということで来ておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

(企画経営課)

では、私の方からご説明させていただきます。

お手元に、地域協議会の今後のあり方についてという資料を用意してございますので、これに基づきましてご説明をさせていただきます。

先程、課長も申しましたが、今週の月曜日から天水の協議会が始まっておりまして、昨日が玉名と本日と明日横島ということで、今年度1回目の4つの協議会全て回らしていただきまして、お世話になっている皆様方に、現状や今後どうあるべきか意見を頂戴いたしまして、それを持ち帰り案を考えて、できれば第2回目、おそらく8月の下旬になろうかと思っておりますが、その折にでも案ということでは

お示しできればと考えておりますのでよろしく申し上げます。

資料につきましては、一昨年の委嘱状交付式の折にご説明した資料とほぼ同じ資料を付けておりますので、御承知の方もいらっしゃると思いますが、復習を兼ねまして説明させていただきます。

【資料に沿って内容についての説明】

（企画経営課）

只今、地域協議会がどのような目的を持って、また、どのような役割を果たしていただきたいのかということをご説明させていただきました。

地域協議会についての市の考え方についてと、合併時になぜこの地域協議会を制定したのかという2点について、もう少し時間をいただき、私の方から説明させていただきます。

地域協議会を設立するにあたっては、法的根拠は2つあり、地方自治法を根拠とするもの、それと市町村合併による合併特例法によるものがあり、本市の地域協議会は、地方自治法によるもので設置をされています。地方自治法を根拠とした地域協議会については、設置期間は定めなくてよいようになっていますが、本市は条例上10年と取り決めがしてあり、期間を設定することによって旧市町が孤立するのではなく、少しでも早く新たな市として一体となり歩み始めるのが必要ではないかということ、このような期間が設定されたのではと推察しているところです。

しかし、冒頭でも話したように、この地域協議会の役割についても、もう少し必要ではないかという意見もあり、市議会においても3月の一般質問において質問され、市としてもこのような住民の意見を行政が聴く機会というのは、今後も必要であろうと答弁しております。本日は、本年度で終わる地域協議会の今後のあり方について、先程申しましたように、まずは皆様のお考えを拝聴し持ち帰りまして、次の地域協議会の時に方向性を案として提案させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。私の方からは以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。

只今、企画経営課から説明がありましたけれども、私達にとってもまだ漠然として分からないんですけれども、今説明を聞いた中で、御質疑、御意見がございましたらお受けしたいと思っております。

（企画経営課）

宜しいですか。

他の協議会、昨日玉名、その前天水でこの話をさせていただいたのですが、時間があればお話しさせていただきたいと思っております。

（会長）

はい。

(企画経営課)

住民の皆様方の意見を代表者組織として市に伝える役割としてましても、まずは市議会がごさいます。市議会は、公職選挙法に基づき当選された議員が、ある程度強い権限をもって、市民の皆様の意見を取りまとめて伝えるという役割を持っておられます。また、それとは別に、玉名市258の行政区それぞれの代表者である区長から成る協議会、区長会総会やそれぞれ校区の区長会の代表者等から成る区長会協議会というのもごさいます。そこが住民の皆様のご意見を市の方に伝える役割等を担ってらっしゃいます。

それと同様に、この地域協議会も、住民の皆様のご意見を行政の方に橋渡しする役割を持っているわけですが、市議会、区長会協議会というような組織があって、今後もこの地域協議会を続ける、地域協議会と同じような役割を持つ1つの組織を作っていくことであれば、それなりの設置目的や役目も考える必要があるのかと思います。そういう面も踏まえて、議論を深めていただければと思いますので、宜しくお願いします。

(会長)

短い時間でまとめて、こういうふうにご意見はなかなか難しいのかなと思いますけれども、今のご説明を聞いた中で、私達住民というのは、行政のあらゆる事業施策を進められていく中で、住民の意見というのは大事にさせていただきたいとはまず思いますし、行政の方でもそういう住民の意見が市議会の大きな役割でありますし、いろんな協議会もあるとご説明ありましたが、そう意見を集約して、今の形で進められていけるような会が出来ればと思いますが、具体的にどういった形が良いのかなかなか難しいと思いますが、皆さん如何でしょうか。何かご意見がありますか。

(委員)

私が委員になって3年目に入ります。本来なら、区長会長を代わったので交代なんですが、あと1年ということで引き受けました。3年間経験したことを率直に申しますと、今のままの協議会というのは、役を果たしていないという思いがあります。役割について資料にもありますが、例えば、今日の諮問にしても、意見を聴きますと言われますが、言いたいことを述べても全て終わり、今まで全てそうです。意見を出してもどこまで反映されているかというのは一切なしで、先程も議事録を執っているから大丈夫と言われますが、前回も申しましたが、現在の議事録は速記録みたいで誰も読まない。全て読まれている方がどれだけいらっしゃるかわからない。何を話して何が決まったのか全然伝わってないと思います。住民の意見ということでいうと、年4回の審議内容をどうやって皆さんに伝えて、結果をどうやって反映させていくか考えたんですが、協議会の意見を聴かれても反映される機会がないんですね。時間が限られているから、議題を進めますとそこで終わりますというような会になっているので、今のままだったら私は

地域協議会は意味がないと感じます。

私の意見としては、少なくとも岱明の協議会を続けるのであれば、今、当面の話題となっている公民館の移転問題等についても、地域協議会に経過報告をして意見を出したり、最低限そういう中身のある議論にしないと、せっかく集まったのに時間を有効に出来ないのではと思います。

(会長)

ありがとうございました。

この協議会の中で一人ひとり御意見を鵜呑みにしていく段階ではまだないのかなというのがありますので、ここで他の市町村も載せてありますように、菊池については未来を考える懇談会等があるように、そういうふうに一人ひとりの御意見があって、それをまとめてこういうふうになりました、これはいかがでしょうというような場所がここなのかなという気がします。ここで一つ一つの意見を皆で出すのもなかなか時間も無いですし難しい気がします、せっかく委員の皆様は時間を割いて出席されていますので、少しでも自分達の住む町が良くなるようにというような御意見を発せられると思いますが、短い時間の中では難しいところだとも思いますので、先に言いますが、行政がいろんな事業施策を進めていく中で、市民の意見は大事なのですよ、大事にしてくださいねというのを念頭に置いていただいて、どういう形がいいのか、また行政の方でも市議会の質問であったりとか、いろんな協議会であったりとか、そういうところでも意見を取りまとめていただいて、またお話いただければと思います。ここでこの形にして下さいとはなかなか御意見が出ないようですが、今、〇〇委員からも御意見がありましたけれども、そういったことも含めて考えていただければと思いますけれども、いかがですか。

(企画経営課)

岱明地域協議会がある前に、天水、玉名の協議会がっております。そこで出た意見と同じような内容で、皆様方の考えを2点程お聴きしたいと思います。

まずは、この様な地域協議会、各種の団体代表者の方が集まっておられまして、一方的に市の方が決まった案件だけを伝えるような会議になっているかもしれませんが、このような会議が引き続き玉名市には必要であるか、必要でないかについてお聴かせ願えないでしょうか。

(委員)

この協議会は何にもならないと思います。理由としては、諮問、報告だけであって、今までずっとそうでした。委員の皆様は、無報酬で時間を割いて会議に出席しています。市会議員や貴方がたは給料が出ていますよね。ここで会議した内容や意見が執行部に通らず、先程も委員から出たように、公民館の問題でも何回も会議し議論しただけで、その後の結果や答えというのは何もありませんよね。この協議会を今後も続けようというのであれば、そういった権限を持つ協議会を作っていただきたいというのが私の意見です。

(会長)

ありがとうございました。

他にありますか。

(委員)

今の〇〇委員とは感覚が違うのですが、私は3期目で長く参加させていただいているんですが、最初は何もならないという言い方はおかしいんですが、市が一生懸命協議して考えられて決められた事を私達に報告があってそれで終わりという印象があったんですけども、ここ何年か出席する中で、他の会議等に出される案件をこの協議会に持ってこられ協議する中で、自分の考えとは全く違う、立場立場で違う意見がいくつかあったんですね。そういうのを意見として挙げたら真摯になって捉えていただいて、最後の報告書の中では少し変わっていたとか、幾つか自分の中で経験がありますので、チェック機関というか、そういうのは必要だと思います。今の協議会でちょっと甘いところは確かにあると思います。でも、もう少し突き詰めて、自分達の玉名市をもっと住み良くするにはどうしたらいいんだろうか、今あるような協議会等をもっとうまく活用していく方法は無いんだろうかというようなことを考えると、やっぱり有ってしかるべきではないかと思います。形がどうなるか分かりませんが、旧市町村の方が良かったと意見もありますけれども、やっぱり時代も変わっていくし、私達住民がうまく創り上げていかなければいけないのだから、菊池市は未来を考える懇談会というのを立ち上げていращやるみたいですけども、こういうしっかり見える機会は議員さんや区長さん達は有るけれども、一般市民にはなかなか無いんですね。だから、こういう機会というのは無くさないでほしいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

他にありますか。

(委員)

先程、企画経営課長がこれだけは聴きたいとお話だったので、今日みたいな説明をこの地域協議会でしなかったら、どこでされるんですか。

(企画経営課)

市議会です。

(委員)

今回についてもここでもやるし、市議会でもやることになっているんですね。

(企画経営課)

地域協議会で説明した内容については、市議会でも説明します。

(会長)

その件について宜しいですか。

やはり、広報とかそういうところでの住民への報告、説明というのはあるんですよね。こういうところで話さなくても、こういう検討をしますとか。

(企画経営課)

住民への報告について、一番身近なのは、非常に文面が少ないのですが市の広報誌になります。その次は、利用勝手が悪く利用出来ないというご意見もあるかもしれませんが、何十倍もの情報量で市民の皆様に提供するのが、ホームページになります。また、議会で検討した対応について、執行部としての正式な公的見解を述べられた分については、市議会の議報、これについては議会質問に対しての公式見解を非常に少ないですけども述べています。

また、その他もろもろの個別の施策等については、個別の計画を立てる際にこのような集まりをして、何何委員会というのを設置し、そこに対し報告書や計画書を上げて行われますけれども、それは、ひとつの分野、ジャンルに孤立した協議になり、市議会、区長会、この地域協議会については、全分野に渡って、尚且つ、公証的に設置した機関であるので、そういう意味合いから地域協議会が無くなれば、議会、区長会を除けば、それに関わる代替機能を保持する機関は無いということになります。

(委員)

先程の体育施設料金の改定の件については、諮問という形で終わったんですが、料金の値上げに関しては、最終的には市議会の承認を受けてやるという手順になるんですね。

(企画経営課)

そうです。

(委員)

例えば、ここで反対になったとしてもそれは関係ないんですよ。

(企画経営課)

その会の結論としてどうなのかということになります。

(委員)

この会でどうなろうと議会在優先されるんですよ。

(企画経営課)

どうなろうとも思わないし、関係ないとも一切思いません。

ただ、結論が○か×か、出来るか出来ないかで選択した場合、0対100で賛成の場合もあれば、49対51で賛成の場合もあるでしょう。その際、49対51の場合、49をないがしろにしてどうでもいいかということではありませんし、1対99で反対だとしても、その1という意見があったということはゼロではないので私どもは受け止めますし、そのようなご意見もあったという形で、その後の施策の形成等をする場合に、一つの意見があったと留めるのが事実でございます。

(会長)

ありがとうございました。

岱明地域協議会ではご意見は少なかったのですが、少ない意見の中でも受け止めていただければと思います。

(委員)

あなたは地域協議会で何を話すんですか、つまらん検討違いもはなはだしいみたいに第1回目に参加した時は思われたようですが、それらも含めてですが、無いよりもあった方がいいと思います。多くの意見をこうして聴く場はあった方がいいと思います。ただし、私はシルバーコーラスで公民館を利用しておりますが、高齢者ばかりで階段を上がるのが大変で、公民館がここの3階に移ればもう参加出来ないと言われているし、そういう気持ちに皆なっております。ところが、公民館の移転問題については、一部の議員が問題視して予算化されなかったことは市議会の議報で分かっているんですが、その経緯について、我々はこの協議会でも聞くことはない。現在の公民館は雨漏りがして、靴箱も壊れかかっている、クレーンも1つは壊れている中で我々は我慢して利用していますが、公民館の移転問題の経緯については関心がありますし、会った人にはこういうふうになってますと話します。これも1つの市民活動でもありますし、無いよりは有った方がいいと思います。

(企画経営課)

地域協議会が今後も必要であるというご意見については、全員ではないけれど大方そういう意見だったかなということは認識できました。その上で1つお聴きしたいのが、枠組みですが、合併特例法に基づく地域協議会では旧市町単位でエリアを組んでいくんですが、当市は旧市町でなくてもいいというふうになります。全市で1つというのはおかしいかもしれませんが、例えば、全市を2つに分けての地域ですとかエリアの話なんですが、これは今の旧市町単位でそのままあった方がいいとか、少なくとも、岱明地域協議会についてはこの範囲でしたいんだとか、例えば、旧玉名の一部を入れ込んだところでの〇〇地域協議会でもいいかなとか、その辺りをお伺いしたいんですが。

(会長)

今説明がございましたが、そのことについてのご意見ありますか。

(委員)

例えば、ふれあいセンターに我々の税金を使って千m温泉を掘られましたが、玉名市は温泉の街ですね、これらの相互利用は旧市からは何もない、例えば、岱明から行ったら山の上にある施設が市民料金になったぐらいで、他にそれら温泉を利用した交流というのは何にもないし、岱明町に居て何かメリットはあるかなと聞かれます。それに応えていけないといけないし、そうやってほしいなと思います。

(企画経営課)

例えば、今の温泉施設についてのみに着眼点を置いてお話させていただきます。福祉バスを制度化して、それぞれの温泉施設を相互に巡るような形で運営しています。私は旧玉名市の出身で、周囲の知り合いの方などからも、今まで行ったことがなかった岱明の潮湯にも福祉バスを使って行って来たとか、逆に玉名の福祉

センターで天水の方達が訪れられていてふれあい、楽しかったという話などいい話だけで申し訳ないですが、逆に悪い話も聞きますが、そういった話もお聞きしております。

(委員)

進めていただきたいのは交流です。それが全然無いように感じていたのですが、今の話を聞いて、ああそうなんだと思います。

(委員)

私の意見なんですけれども、我々としたら、岱明地区を主体に行う協議会にして、先程から言ってますが、決まったこと、やられる事はやる、少なくともちゃんと皆様に聞かれるようにして、地域内での協議会にしたらいいいと思います。

(会長)

企画経営課の方では、今ぐらいのご意見で参考になりましたでしょうか。

(企画経営課)

今日は冒頭申しましたように、今後の地域協議会のあり方について考えていく上で、その方向性をまずは役所の方でたたき台として決めるんですが、そのたたき台を作るにあたっての、まずは皆様のご意見を聴くことが先決であろうという立ち位置で伺ってますので、ご意見が無いようであれば十分でございます。

(会長)

ありがとうございます。

いろんな意見が出ましたけれども、今後進められる中で、委員の皆様の意見を十分に尊重していただいて、取り組んでいただければと思います。

宜しいですか、この協議については。

(委員)

1点だけよろしいですか。

例えば、今みたいな答申があった時に少なくとも各委員の意見を聞いていただきたいと思います。どういった意見をお持ちなのかとか。

(会長)

全委員の方にですか。

(委員)

はい。それぞれの方に。

ちょっとでしゃばりですが。

(会長)

それぞれ代表として来られているので、意見がある方はちゃんと手を挙げて言われるかなど、学校みたいに当てるのではなくと思ってましたので、申し訳ございません。

(委員)

意見があられる方は、ちゃんと挙手をされ述べられているのでいいんじゃないですか。

(委員)

それであれば私も一言宜しいですか。

いろんな方からいろんなご意見が出ました。方向的には、ほとんどの方が続けたがいいということだと思っんです。ただし、今の協議会については、非常に問題があるというか、機能不全といいますか、諮問は諮問で受けただけ、はい、これはオッケーです。反対しても通らないんですね。反対したからと言って執行部が変えられる事もない。最終的には、あくまでも議会が決めることであって、ここはただ諮問して、これを賛同いただきましたと報告をされるだけで、自分達の勝手にいい方にされるだけであって、各委員がそう言われたように、何のためにあるか分からない。今の形の協議会であれば止めたがいいと私は思います。

ただ、〇〇委員からも出ましたが、もう後戻り出来ないわけですよ。合併をやり直すとか、分かれてしまおうとか当然出来ないのですから、その中でどうしたらもう少し良くなるかと未来志向で、良くなるにはどういう会を作って、広く住民の意見、私達も代表で来ています、そういった方々の意見を出来るだけ得た形で自由、闊達に意見が述べられるようなですね、先程、△△委員も言われたように、この岱明地域のことだけ話せたらいいと思います。市全体のことももちろん必要ですが、岱明のことを中心に話せる場になればいいかなと思います。

(会長)

ありがとうございました。

宜しいでしょうか。

ご意見を聴いていただける皆さんそれぞれの思いで、一生懸命ご意見述べられましたので宜しくお願いします。

それでは、(2) 番目の地域協議会の今後のあり方については、まだまだこれから進められていくと思います。本日のご意見が無駄にならないように進めていただければと思っております。議題(2)については終わらせていただいて宜しいですか。

【一同賛成】

(会長)

議題(3) その他でございますが、委員の方から何かありますか。

(委員)

記録、議事録は、今の形でちゃんと書いてほしいと思います。速記録になっていますから、最低限言った意見と決まったこと、それにA4に1枚でもいいですので、それがあれば地元を持ち帰りこうこうでしたと報告出来ますので、できたら検討いただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

事務局の方から何かありませんか。

(事務局)

事務局の松倉です。

ここで皆様にはお願いですが、玉名市では、現在、本市の自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項を定める自治基本条例の制定に取り組んでいます。この自治基本条例の制定にあたっては、市民の代表者で構成される検討委員会を設置し、検討していただくことになっています。今回、岱明地域協議会委員の中から、この検討委員会委員へ1名推薦していただきたいとの依頼があっておりますので、先日、前田会長と協議した結果、本日この場で皆様の互選により決めていただきたいと思っております。

なお、この自治基本条例の詳しいことにつきましては、企画経営課が担当課になりますので、企画経営課から説明をお願いしたいと思います。

(企画経営課)

企画経営課の松田です。

自治基本条例について、少し詳しく説明させていただきます。

玉名市では、この自治基本条例というものを作るということを決めておりました、作るというか検討をするということを決めております。それは条例ですので、最終的には条例を作るか作らないかは、先程から出ております議会の判断になります。今期、平成27年度中に、議会へこの条例案の提出を考えております。この自治基本条例でどのようなものを作ると言いますと、市民の役割や市職員、議員の役割などそういう根幹的なものについての理念を1つの条例として謳い込むというような意味合いでございます。これは国で定めなさいという条例ではありませんが、先進的な地域といえますか、300近くの自治体がこのような条例を作っておりますので、いろいろなタイプがございますけれども、あくまでも根幹にあるのは住民自治の推進や自治体を形成する議会、住民、地域行政、それぞれの役割分担を謳い込んだものでございます。

先程申しましたように、今年度の議会への議案を提出予定であります。その議案、条例案のたたきだいを作るためには、やはり市民の皆様方からの企画なり意見を聴く必要がある。ですから、1つの組織を設けようということで、市条例検討委員会というものを設置しております。すでに、第1回を開催する予定であります。まずは委員を決めていただく必要がある。条例制定事項でありますので、全部で12名以内ということで決めております。その12名以内の中には公募委員も含まれており、もう公募も済んでおり、残る枠組みとして4つの枠があり、その4つの枠には各地域協議会の代表者の方になっていただきたいということで今回ご依頼しているところです。

(会長)

只今、市条例検討委員会設置についてご説明いただきましたけれども、4地域協議会から各1名のご推薦をとというお話でありましたので、互選という形でお願

いします。

(委員)

会長がよろしいのではないのでしょうか。

(会長)

先程から岱明公民館の建設についてお尋ねがっておりますので、行政の方から現況でお話出来る範囲で何かご説明出来ないのでしょうか。

(企画経営課)

公民館関係については、私の方から説明いたします。

公共施設の配置計画については、企画経営課が主管課で、公共施設の中に各庁舎が入っておりますし、公民館も入っております。具体的なそれぞれの管理の主管課は、庁舎については管財課、公民館施設ならば生涯学習課になりますが、大きな枠の中での公共施設の適正化という視点で考えた時には企画経営課になりますので、この場をお借りして説明させていただきます。

まず、公民館の現状ということでございますが、お話をするには、まずは岱明のこの庁舎3階の取り扱いが基本になります。理由としては、計画の中に市として提案させていただいたのが、非常に異論が多かったのですが、本庁舎が出来たことにより行政機能が移ったことによって、この庁舎3階に空きスペースが出来た。この空きスペースを公共施設の有効活用という視点から考える必要がある。また、併せて、公民館については、老朽化による建て替え計画が岱明町時代にあっておりましたが、3階に入れることは可能であるかお話をさせていただきましたが、現況ではそれは非常に難しいというようなお話が岱明住民の皆様からあっておりますので、今現在は凍結の状態でございます。

では、3階の空きスペースについては、この非常に有能な岱明庁舎を利活用するということが重要課題でございますので、その3階については、1つの意見として有明広域行政事務組合があります。これは市と同じく地方公共団体でございます。公的な施設です。担っている業務は、それぞれの市町村が本来ならやるべき仕事だけれども、その市町村で出来ないのので、幾つかの市町村と組合を作って行政事務をするということで、例えば、清掃の業務や火葬の業務などを担っております。その事務所は、農業共済組合事務所隣の食糧事務所の後を使用されており、その建物が非常に古く、その施設を岱明庁舎3階に入れられないか、検討出来ないかと意見がございましたので、まず市といたしましては、市議会の方にそのような話があるので、これについて議論を進めていいたらうかと議員の皆様にお謀りをして、玉名市議会の全会一致でその話については進めていいたらうということになり、受ける側としては決まりました。

一方、一部事務組合には理事会があり、その理事というのは各構成市町村の首長であられ、その理事会においても全会一致でその話を進めていいと決まりましたので、お互いが正式な組織の中で話を進めていいと決まりましたので、つい最近、市の方から公文書で岱明庁舎3階に有明広域行政事務組合を入れることにつ

いて検討を始めましょうというような通知を行ったところです。ですから、今後、実際入るか入らないかを具体的に詰めながら、入るとするならば幾らぐらいかや、改修費等もろもろを早い段階で取り纏めて、先方にご判断いただく形になっております。それが岱明庁舎3階の現状です。

もし、いろいろ検討した結果、先方がお断りしますとなった場合3階はどうするのという話になりますが、今現在凍結している公民館問題も含めて、さらに議論を進めていくという状況になるのではと考えているところです。

(会長)

ありがとうございました。

今のご説明なんですけど、お互いが進めていいよ、というところで、まだ、決定ということではないんですね。今から話を進めていくということで。

(企画経営課)

そうです。

(委員)

1点だけ宜しいですか。

見込みとして、いつ頃までを目途にされていますか。

(企画経営課)

本年度の9月末、10月になるまでぐらいには、ある程度の見込みを決めてほしいとしております。

(会長)

ありがとうございました。

先程から公民館の話が出ておりましたので聞かせていただきました。現状では凍結されているということが分かりましたので、これで終わらせていただきます。

他に事務局の方から何かありますか。

(事務局)

先程の自治基本条例検討委員会の委員の確認ですが、会長でよろしかったですか。

【一同賛同】

(会長)

基本条例ってなんか難しいな、大丈夫かなと思いますがお願いしておきます。

(事務局)

前田会長ということでよろしく申し上げます。

(会長)

この検討委員会はどれぐらいの頻度で、どのように進められるんですか。

(企画経営課)

年に5回の会議を予定しており、最終日に条例として提案する議案の案を決め

ていただくこととなります。これは市民の皆様全てに関わる事でございますので、本年度4月号の広報から広報誌1ページを使って、自治基本条例に関連する事項をシリーズ化し毎月掲載しています。第1回については、自治基本条例の制定に向けて今から取り組んでいくという内容、検討委員会の委員の募集、第2回の広報では、自治基本条例とはどういうものかを設問方式にし回答を掲載しております。今後も自治基本条例の制定に取り組む理由や問題点、検討事項等も紹介していきたいと思っております。また、ホームページでもご案内していきますので宜しくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

以上で本日の全ての議題が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(会長)

では、宜しくお願いします。

(事務局)

それでは、以上をもちまして平成27年度第1回岱明地域協議会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

12 問い合わせ先

玉名市岱明市民生活課 TEL0968-57-1111